

## 登園停止の対象になる主な病気

文部科学省より感染症発症時における対応がまとめられています。登園停止期間等のご参考にしてください。また、下記感染症等で登園停止になり、治療後登園される場合は、医師の登園許可書を園に提出してください。

下記の一覧はあくまで目安です。主治医の指示に従って登園してください。

病名	登園停止の期間
インフルエンザ※	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで。
百日せき	特有のせきが消えるまで、または 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが現れた後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消えた後 2 日を経過するまで。
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
<p>※鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く 学校保健安全法施行規則より抜粋</p> <p>上記の病気にかかった場合は、学校保健安全法によって出席停止になります。出席停止の期間は原則的な基準です。症状によってことなりますので、医師の指示に従って下さい。また、上記以外にも出席停止になる病気があります。感染のおそれがある場合には登園を控え、治療後の登園については医師と相談して下さい。</p>	